令和7年度　鹿沼市の健全化判断比率・資金不足比率

★健全化判断比率

区分	令和7年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	－	12.11%
②連結実質赤字比率	－	17.11%
③実質公債費比率	3.3%	25.0%
④将来負担比率	－	350.0%

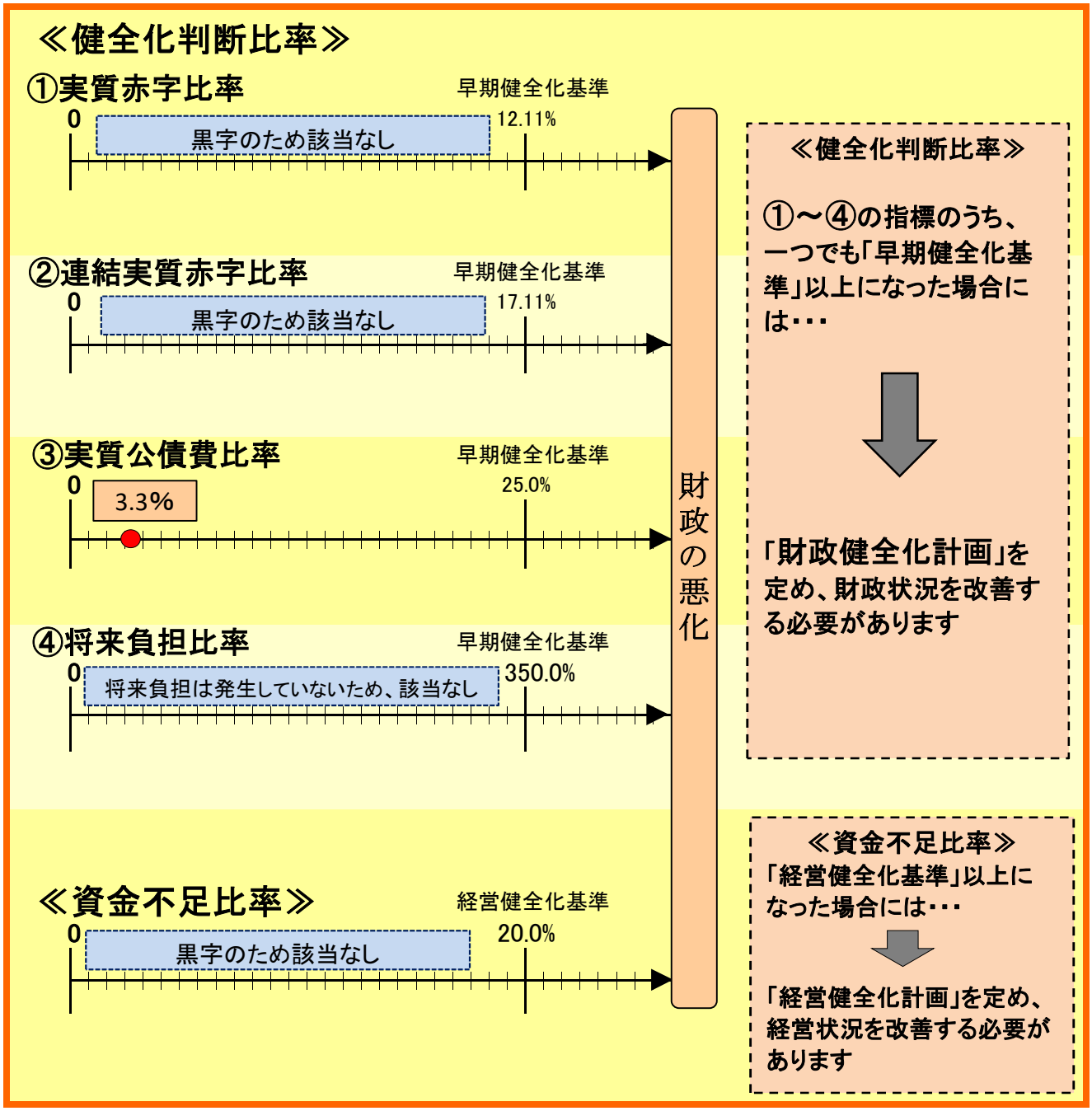
★資金不足比率

会計名	令和7年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0%
下水道事業会計	－	
公設地方卸売市場事業費特別会計	－	

※早期健全化基準と経営健全化基準は、財政破綻の黄色信号をあらわします。

※ “－” は「該当なし」ということです。

グラフで見てみると


≪健全化判断比率≫
①実質赤字比率
早期健全化基準
0
黒字のため該当なし
12.11%
②連結実質赤字比率
早期健全化基準
0
黒字のため該当なし
17.11%
③実質公債費比率
早期健全化基準
0
3.3%
25.0%
④将来負担比率
早期健全化基準
0
将来負担は発生していないため、該当なし
350.0%
≪資金不足比率≫
経営健全化基準
0
黒字のため該当なし
20.0%
財政の悪化
≪健全化判断比率≫
①～④の指標のうち、一つでも「早期健全化基準」以上になった場合には・・・
「財政健全化計画」を定め、財政状況を改善する必要があります
≪資金不足比率≫
「経営健全化基準」以上になった場合には・・・
「経営健全化計画」を定め、経営状況を改善する必要があります

鹿沼市の健全化判断比率･資金不足比率を算出

■健全化判断比率

① 実質赤字比率

〇算出式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

				早期健全化基準
$= \frac{\text{赤字額なし}}{\text{24,589,886千円}}$	＝	該当なし	≦	12.11%

② 連結実質赤字比率

〇算出式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

				早期健全化基準
$= \frac{\text{赤字額なし}}{\text{24,589,886千円}}$	＝	該当なし	≦	17.11%

③ 実質公債費比率

〇算出式

$$\text{実質公債費比率（3ヵ年平均）} = \frac{\left(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}\right) - \left(\text{償還のための特定財源} + \text{交付税のうち基準財政需要額に算入された元利償還金･準元利償還金}\right)}{\text{標準財政規模} - \text{交付税のうち基準財政需要額に算入された元利償還金･準元利償還金}}$$

令和5年度		令和6年度		令和7年度				早期健全化基準
2.9%	＋	3.8%	＋	3.3%	＝	3.3%	≦	25.0%
3年								

④ 将来負担比率

〇算出式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額（一般会計等の地方債現在高／債務負担行為の支出予定額／公営事業会計等の地方債元利償還のために一般会計等から支出する見込額／一般会計等の退職手当支給予定額／地方公社や第3セクター等の負債額のうち、財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額　など）－（将来負担額に充当することができる基金／将来負担額のうち、地方債の元利償還・準元利償還、債務負担行為の支出予定額に充当することができる特定財源／地方債現在高に係る交付税の基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税のうち基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金}}$$

$$= \frac{\text{将来負担額　35,674,165千円} - \text{充当できる財源等　41,023,402千円}}{\text{24,589,886千円} - \text{2,840,727千円}}$$

$$= \triangle 24.5 \leqq 350.0\%$$

■資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模（営業収益の額－受託工事収益に相当する収益の額）}}$$

●水道事業会計

経営健全化基準

$$\frac{\text{資金不足額なし}}{\text{1,305,185千円}} = \text{該当なし} \leqq 20.0\%$$

●下水道事業会計

$$\frac{\text{資金不足額なし}}{\text{1,071,302千円}} = \text{該当なし} \leqq 20.0\%$$

●公設地方卸売市場事業費特別会計

$$\frac{\text{資金不足額なし}}{\text{1,043千円}} = \text{該当なし} \leqq 20.0\%$$

● 健全化判断比率等の対象

